事務所通信　No.294　　令和２年４月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

# ＝　民法改正への対応　＝

## ■　極度額の定めない身元保証は無効！！

従業員の採用に当たって「身元保証書」の提出を求める会社が多く見られますが、2020年４月１日以降に提出される身元保証には「極度額」（保証人が負担すべき額の上限）を書面（電磁的記録を含む）に明記することが義務付けられ、この記載がない身元保証は無効となります。

なお、この新民法の施行前に提出された身元保証書には適用がありません。

現在使用の「身元保証書」様式を確認し、その記載がない場合は、書式の変更をお勧めします。

また、「極度額」の決め方は、具体的に「極度額は１千万円」などと定めることがベストでが、その額が多額すぎると身元保証の受け手がなくなることも想定されますので、実情に合わせて決定してください。

**《参考１》**

身元保証期間は定めがあれば５年までとされ、なければ３年です。（身元保証法２条）（自動更新の規定は無効で、再契約は可能です。）

**《参考２》**

会社は、従業員について業務上不適任と考えたり、転勤で勤務内容を大きく変更したりした場合は身元保証人に対してそのことを報告しなければなりません。（同法３条）

**《参考３》**

実際に請求事案が発生しても「極度額」が保証されるものではなく、裁判等では①会社側の過失、②保証するに至った経緯、③その他一切の事情が斟酌されます。

## ■　賃金請求権の消滅時効「２年」から「３年」に変更

労働基準法第115条は、賃金の消滅時効について、「この法律の規定による賃金（退職金を除く）、災害補償その他の請求権は２年間、この法律の規定による退職手当の請求権は５年間行わない場合においては、時効によって消滅する。」と規定されています。

４月から民法の一部改正に伴い、下記の改正労働基準法が27日、参議院で可決成立しました。

### １．賃金請求権の消滅時効期間の延長

- 賃金請求権の消滅時効期間が、2020年4月施行の改正民法と同様に５年（当分の間は３年）に延長。
- 消滅時効の起算点が客観的起算点（賃金支払日）であることを明確化。

《参考》退職手当（５年）、災害補償、年休等（２年）の請求権は、現行の消滅時効期間を維持

### ２．記録の保存期間等の延長

- 賃金台帳等の記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に５年（当分の間は３年）に延長。
- 割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に５年（当分の間は３年）に延長。

### ３．経過措置

施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について新たな消滅時効期間を適用され、それ以前のものは現行の２年のままです。

**★未払い賃金等の請求可能期間が過去２年間から３年間に延びます。労働時間管理、賃金支払いの一層の適正化を！　・・・ご相談ください！！**

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/篠田昇 ＊ P3.4/篠田昇 ］

## 新型コロナウイルス対策強化を！

### ●新型コロナウイルス感染症とは

**発熱**や**のどの痛み**、**咳が長引く**こと（１週間前後）が多く、**強いだるさ**（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染**により感染します。空気感染は起きていないと考えられていますが、**閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意**が必要です。

### ●こんな方はご注意ください

◎**風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上**続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

◎**強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）**がある。



### ●日常生活で気を付けること

◎「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」を避けましょう。

◎まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

◎**持病がある方、ご高齢の方**は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より**一層注意**してください。

◎咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

◎**発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。**

（厚生労働省ＨＰより）

## 雇用調整助成金

### 新型コロナウイルス感染症の特例を追加実施

**雇用調整助成金とは**、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部２／３（大企業１／２）を助成するものだが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象に特例措置を実施しています。

### 【既に講じている特例措置の内容】

①令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能。

②生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮。（生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認。）

③事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象。（生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月を比較。そのため12月実 績は必要）

④最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。



### 【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から同年7月23日までの場合適用

①雇用保険被保険者として継続雇用期間が6か月未満の労働者についても助成対象。

②過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主についても助成対象。

### ★ 更なる追加措置を検討中（3月29日現在）

㊟新型コロナ感染の全国的拡大により、**検討中**の　更なる追加措置情報です。（北海道は一部実施済）

①生産指標要件・・・撤廃。

②雇用保険被保険者以外の休業手当も対象。

③助成率：４／５（大企業２／３）。解雇を伴わない場合は９／１０（大企業３／４）

## ■ 拾い読みの読書

**現場のドラッカー**

著　者／　國貞 克則

出版社／　角川新書　　900 円＋税

**売上げ至上主義で20年間赤字続きだった会社がV字回復した　実践版・ドラッカー経営学**

P19　ドラッカー・・「事業の目的として有効な定義はただ一つである。それは、顧客を創造することである。」

P31　「顧客の創造」のために必要な企業の4つの機能・・①マーケティング（顧客、市場を徹底的に知り尽くす機能）　②イノベーション（顧客にとっての新しい満足を生み出す機能）　③管理的機能（生産性）　④事業がうまく機能しているか否かの評価機能（利益）

P38　「企業にとっての第一の責任は、存続することである。」・・企業の目的は決して利益をあげることではない。・・しかし、企業は利益が無ければ存続できない。つまり、利益とは企業の目的ではなく、存続の条件なのだ。

P100　「知識労働の生産性の向上のために最初に行うことは、行うべき仕事の内容を明らかにし、その仕事に集中し、その他のことはすべて、あるいは可能な限り無くしてしまうことである。」「集中とは、『真に意味のあることは何か』という観点から、時間と仕事について、自ら意志決定を行っていく勇気のことである。」

P134　「目標による管理においては、自分が組織の全体あるいは一部に対して、どのような貢献をし、どのような責任を負うべきかを、各人が徹底的に考え、その内容を上司に説明する必要がある。」　人材育成とは主体性の醸成に尽きる。

P150　働き方改革の本質／短い時間で大きな成果を上げるために、指示や命令ではなく、自らの意志決定によって仕事をする働き方に変えること

## ■ ４月のミニミニ・セミナー

**『ストップ・職場のハラスメント』**

▲　パワハラ防止法が6月から施行されます。「企業が対応するための措置」について解説します。

▲　令和２年４月24日（金曜日）
　　午後１時30分～３時00分

▲　講　師　：弊所 副所長 特定社会保険労務士 齊藤賢二

▲　会　場：篠田パートナーズ事務所・会議室

▲　対　象：企業経営者及び人事担当者

▲　定　員：先着10名

▲　受講料：無料

▲　申込み：当事務所までご連絡下さい。

## ★　５月の予告　★

**『法改正によるトラブル事例』**

▲　「働き方改革」により、労働トラブルになっている事例など解説します。

▲　令和2年5月15日（金曜日）午後１時30分～

▲　講師：弊所 ｽﾀｯﾌ 平野聖士

## ■ 絵手紙通信



事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

# 最近の出来事から (294号)

## ■ ネパール紀行 (R2.3.5)

▲こんな時期に海外旅行とは、気は確かかとの眼差しの中、ヒマラヤの国ネパールに行って来た。

▲昨年11月に予約して、主治医からは水に気を付けろとのアドバイスに、胃腸薬、下痢止め、万一に備えトイレットペーパーまで準備していたが、新型コロナの急速な拡大に、マスク、除菌ティッシュ、次亜塩素酸水スプレーを追加した。

▲2月22日成田前泊。翌日10:10発、クアラルンプール乗り継ぎで現地時間22:30カトマンズ到着。新幹線や飛行機の座席周辺などを除菌、殺菌しつつ、マスク、手洗い、うがい励行の旅だった。

▲二日目は、早朝、雲上に連なるヒマラヤの山々を小型機から眺望した後、カトマンズ市内の世界遺産のヒンズー教寺院などを回り、民族舞踊を観賞しながらの夕食。三日目は、国内線でポカラへ飛び、市内観光。雲で覆われ山は見えず。四日目は、山上のパゴダ～湖畔散策～酒の買い出し。

▲五日目、6:30、１時間かけて雲海に浮かぶ快晴のカウンダンダの丘。真っ青な空を背に朝焼けのアンナプルナ、マチャプチャレ・・・ヒマラヤの峰々に感動。ホテルに戻り山々を眺めながらのガーデンランチ。午後は、トラコットの丘のハイキング。六日目は、快晴のサランコットの丘から違う角度で朝日に染まる峰々を目に焼き付けた後、カトマンズ～ナガルコットの山の上のホテルへ移動。ランタン山脈の峰々が夕陽に、翌朝は朝日に染まった。南東の空には明けの明星が輝いた。

▲現地ガイドも驚く程の快晴のヒマラヤに感動して帰国した三日後、ネパール政府「日本人の入国禁止」の報道に間一髪の強運を思った。

## ■ 新型コロナ禍 (R2.3.15)



▲年明けから、中国・武漢の新型コロナウイルス感染の騒ぎが大きくなり、予定していたネパール旅行を取り止めるべきか思案したが、日本の感染者がまだそれほど多くなかったことやネパールは１名だけだったことを踏まえ決行した。

▲上越新幹線、成田エクスプレス、飛行機では、座席周辺を次亜塩素酸水のスプレーを吹きかけ、空港では人混みを避け、手洗い、うがいを繰り返して無事カトマンズに到着。現地の土埃対策にマスクはしたものの旅を楽しんでいた。

▲しかし、旅の三日目の２月25日になって、事務所の連絡網「LINEワークス」を通じて、安倍首相の大規模イベントの自粛や一斉休校要請を切っ掛けに、３月に予定されていた褒賞受賞を祝う会の延期、法律事務所主催のセミナー中止、翌日には講師を依頼されていた研修会の中止等、立て続けに予定行事の中止の連絡が入り、事務所主催の新入社員合同研修会も中止を決定した。

▲「ネパールの方が安全のようだ、滞在延長しようか」などと冗談も言い合ったが、３月１日には予定どおり成田に降り立ち、いつもと違う静けさに旅の気分が吹き飛んだ。成田エクスプレスはガラガラ、通過駅のホームの人影も疎ら、東京駅コンコース、新幹線、新潟駅、特急いなほもいつもとは違い、新発田の街は元旦を思わせた。

▲翌日出勤すると、職員全員がマスクを着用し、濃厚接触者を迎えるが如き雰囲気もあり、14日間は体調管理に注意しつつ出来るだけ自室に籠り、中止となった会合や宴会の時間も有効に活用し、溜まった業務の対応や新型コロナの影響を受ける会社からの相談等に追われている。